

各 位

上場会社名 日本トムソン株式会社
代表者 代表取締役社長 細野 幹人
(コード番号 6480 東証プライム市場)
問合せ先責任者 執行役員人事総務部長
福増 宏泰
(TEL. 03-3448-5811)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 10 日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式処分を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025 年 12 月 3 日
(2) 処分株式数	774,200 株
(3) 処分価額	1 株につき 669 円
(4) 処分総額	517,939,800 円
(5) 処分方法	第三者割当による処分
(6) 処分先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (従業員持株 E S O P 信託口)
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的および理由

当社は、当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員持株会を活用した信託型のインセンティブ・プラン「従業員持株 E S O P 信託」(以下「E S O P 信託」といいます。)の再導入を決議いたしました。

E S O P 信託の概要につきましては、本日発表いたしました『「従業員持株 E S O P 信託」の再導入に関するお知らせ』をご参照ください。

本自己株式処分は、E S O P 信託の再導入に伴い、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結する従業員持株 E S O P 信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株 E S O P 信託口)に対し、第三者割当による自己株式処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、信託期間中に本信託が当社持株会に譲渡すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は 2025 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 73,501,425 株に対し 1.05%

(小数点第3位を四捨五入、2025年9月30日現在の総議決権個数 704,151 個に対する割合 1.10%) となります。

また、本自己株式処分により割当てられた当社株式は、毎月一定日に当社持株会に対し売却されるものであり、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|---|
| (1) 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給および受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充 |
| (3) 委託者 | 当社 |
| (4) 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| (5) 受益者 | 当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者 |
| (6) 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| (7) 信託契約日 | 2025年11月27日（予定） |
| (8) 信託の期間 | 2025年11月27日～2030年12月13日（予定） |
| (9) 議決権行使 | 受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。 |

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2025年11月7日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である669円としております。取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員である取締役全員（4名）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上